

令和4年11月香川県議会定例会議案

(追加その1)

香 川 県

令和4年11月県議会定例会議案一覧（追加その1）

第 13 号	令和4年度香川県一般会計補正予算議案	1
第 14 号	令和4年度香川県流域下水道事業会計補正予算議案	11
第 15 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案	13
第 16 号	公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例議案	33
第 17 号	知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案	42
第 18 号	香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例議案	44

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 2,450,083	千円 330,458	千円 2,780,541
	1 分 担 金	66,253	59,801	126,054
	2 負 担 金	2,383,830	270,657	2,654,487
9 国庫支出金		92,751,729	8,612,879	101,364,608
	2 国庫補助金	67,536,039	8,612,879	76,148,918
12 繰入金		19,146,784	229,798	19,376,582

	2 基金繰入金	18,711,573	229,798	18,941,371
14 諸収入		48,560,301	10,577	48,570,878
	5 受託事業収入	591,528	10,577	602,105
15 県債		39,371,000	5,419,000	44,790,000
	1 県債	39,371,000	5,419,000	44,790,000
歳入合計		535,103,825	14,602,712	549,706,537

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 45,056,088	千円 1,225,610	千円 46,281,698
	2 企画費	16,585,561	1,225,610	17,811,171
4 衛生費		40,452,148	733,099	41,185,247
	1 公衆衛生費	24,474,216	733,099	25,207,315
6 農林水産業費		19,273,918	1,100,946	20,374,864
	3 農地費	7,413,632	1,035,216	8,448,848
	4 林業費	1,935,719	65,730	2,001,449
7 商工費		60,570,385	2,430,000	63,000,385
	2 観光費	8,453,426	2,430,000	10,883,426

8 土 木 費		40,158,747	9,113,057	49,271,804
	2 道 路 橋 梁 費	19,066,880	5,199,987	24,266,867
	3 河 川 海 岸 費	10,586,863	2,997,870	13,584,733
	4 港 湾 費	3,938,445	619,100	4,557,545
	5 都 市 計 画 費	2,114,864	296,100	2,410,964
歳 出 合 計		535,103,825	14,602,712	549,706,537

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	2 企画費		千円 980,606
			980,606
		離島道路整備交付金事業費	428,550
		離島砂防事業費	193,920
		離島地すべり対策事業費	40,400
		離島堰堤改良費	59,056
		離島急傾斜地崩壊対策事業費	16,128
		離島津波等対策河川事業費	32,352
		離島統合港湾施設改良費	32,300
		離島津波等対策港湾海岸事業費	177,900
6 農林水産業費	3 農地費		1,100,946
			1,035,216
		経営体育成基盤整備事業	228,666
県営ため池等整備事業（一般型）	304,500		

		県営ため池等整備事業 (地域ため池総合整備事業)	442,050
		県営ため池緊急防災対策事業 (耐震性点検調査)	60,000
	4 林業費		65,730
		造林事業 (国補)	20,000
		林道補助事業	15,280
		治山事業	30,450
8 土木費			6,597,936
	2 道路橋梁費		3,796,240
		道路メンテナンス費	675,480
		道路災害防除費	281,990
		道路改築費	1,462,480
		道路環境改善費	597,110
		道路整備交付金事業費	779,180
	3 河川海岸費		2,318,296
		広域河川改修費	499,832
		津波等対策河川事業費	64,704

		総合流域防災河川事業費	136,616
		河川管理施設修繕事業費	517,624
		綾川治水ダム建設事業費	84,800
		堰堤改良費	54,944
		砂防事業費	660,136
		急傾斜地崩壊対策事業費	238,184
		海岸保全施設長寿命化対策事業費	61,456
	4 港湾費		246,900
		市町港湾改修費補助	6,400
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	16,100
		津波等対策港湾海岸事業費	224,400
	5 都市計画費		236,500
		街路環境改善費	57,600
		街路整備交付金事業費	178,900
		計	8,679,488

第 3 表

地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
地 域 振 興 費	千円 684,000	千円 521,000	千円 1,205,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
土 地 改 良 費	363,000	70,000	433,000	同 上	同 上	同 上
農 地 防 災 事 業 費	629,000	256,000	885,000	同 上	同 上	同 上
治 山 費	358,000	15,000	373,000	同 上	同 上	同 上
直轄国道改築費負担金	1,680,000	454,000	2,134,000	同 上	同 上	同 上
地方道路整備事業費	4,195,000	544,000	4,739,000	同 上	同 上	同 上
道路橋梁新設改良費	2,115,000	1,648,000	3,763,000	同 上	同 上	同 上
直轄河川改修費負担金	270,000	100,000	370,000	同 上	同 上	同 上
河 川 改 良 費	1,196,000	717,000	1,913,000	同 上	同 上	同 上
河 川 総 合 開 発 費	361,000	93,000	454,000	同 上	同 上	同 上
砂 防 費	407,000	400,000	807,000	同 上	同 上	同 上

急傾斜地崩壊対策費	108,000	138,000	246,000	同上	同上	同上
海岸保全費	62,000	36,000	98,000	同上	同上	同上
直轄港湾改修費負担金	99,000	186,000	285,000	同上	同上	同上
港湾建設費	706,000	136,000	842,000	同上	同上	同上
街路事業費	360,000	105,000	465,000	同上	同上	同上
計	39,371,000	5,419,000	44,790,000			

香川県流域下水道事業会計

(第 14 号)

第14号

令和4年度香川県流域下水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和4年度香川県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和4年度香川県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 建設改良事業	712,400 千円	100,000 千円	812,400 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	712,400 千円	100,000 千円	812,400 千円
第1項 企業債	168,000 千円	24,000 千円	192,000 千円
第2項 国庫補助金	350,500 千円	50,000 千円	400,500 千円
第3項 建設負担金	181,903 千円	25,000 千円	206,903 千円
第4項 他会計補助金	11,997 千円	1,000 千円	12,997 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	957,145 千円	100,000 千円	1,057,145 千円
第1項 建設改良費	712,400 千円	100,000 千円	812,400 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条の表限度額の欄中「168,000千円」を「192,000千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「286,695千円」を「287,695千円」に改める。

予 算 外 議 案

(第 15 号～第 18 号)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給料表等) 第3条 略</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(期末手当) 第14条の5 略</p>	<p>(給料表等) 第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 行政職給料表(別表第1) (2) 公安職給料表(別表第2) (3) 研究職給料表(別表第3) (4) 医療職給料表(別表第4) ア 医療職給料表(一) イ 医療職給料表(二) ウ 医療職給料表(三) (5) 大学教育職給料表(別表第5) 2・3 略</p> <p>第3条の2 大学教育職給料表の4級の職を占める職員で香川県立保健医療大学の学長の職にあるものの給料月額は、前条及び第4条の規定にかかわらず、86万円を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。</p> <p>(期末手当) 第14条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第14条の8までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次</p>

2 略

3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の167.5」とする。

4～7 略

(勤勉手当)

第14条の8 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

条から第14条の8までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第16条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第14条の8において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とする。

4～7 略

(勤勉手当)

第14条の8 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	略			
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700				
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900				
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000				
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000				
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800				
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800				
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600				
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	略				
	9	158,900	212,400	246,000	280,200					
	10	160,300	214,200	247,500	282,200					
	11	161,600	216,000	249,000	284,100					
	12	162,900	217,800	250,300	286,000					
	13	164,100	219,200	251,800	287,900					
	14	165,600	221,000	253,000	289,700					
	15	167,100	222,700	254,300	291,200					
	16	168,700	224,500	255,500	略					
	17	169,800	226,100	256,800						
	18	171,200	227,800	258,200						
	19	172,600	229,400	259,600						
	20	174,000	230,900	261,100						
	21	175,300	232,200	262,700						
	22	177,800	233,800	264,400						
	23	180,300	235,400	266,000						
	24	182,800	236,900	267,600						
	25	185,200	237,900	269,400						
	26	186,900	239,400	271,200						
	27	188,500	240,700	272,900						
	28	190,200	241,900	274,600						
	29	191,700	243,100	276,200						
	30	193,400	244,100	277,900						
	31	195,200	245,100	279,700						
	32	196,900	246,100	281,200						
	33	198,500	247,200	282,400						
	34	199,900	248,100	284,100						
	35	201,400	249,000	285,700						
	36	202,900	250,000	略						
	37	204,200	250,900							
	38	205,500	252,200							
	39	206,700	253,400							
	40	208,000	254,700							
	41	209,300	256,000							
	42	210,600	257,400							
	43	211,900	258,600							
	44	213,200	259,800							
	45	214,300	260,900							
	46	215,600	262,100							
	47	216,900	263,400							
48	218,200	264,500								

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	略			
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700				
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900				
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000				
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000				
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900				
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000				
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200				
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	略				
	9	154,900	209,400	243,500	279,200					
	10	156,300	211,200	245,000	281,200					
	11	157,600	213,000	246,600	283,100					
	12	158,900	214,800	247,900	285,000					
	13	160,100	216,200	249,400	287,000					
	14	161,600	218,000	250,800	288,900					
	15	163,100	219,700	252,100	290,800					
	16	164,700	221,500	253,500	略					
	17	165,900	223,200	255,000						
	18	167,400	224,900	256,500						
	19	168,900	226,500	258,200						
	20	170,400	228,100	260,000						
	21	171,700	229,500	261,600						
	22	174,400	231,200	263,300						
	23	177,000	232,800	264,900						
	24	179,600	234,400	266,500						
	25	182,200	235,400	268,400						
	26	183,900	236,900	270,200						
	27	185,500	238,300	271,900						
	28	187,200	239,500	273,600						
	29	188,700	240,700	275,300						
	30	190,400	241,900	277,000						
	31	192,200	242,900	278,800						
	32	193,900	244,100	280,300						
	33	195,500	245,400	281,800						
	34	196,900	246,400	283,700						
	35	198,400	247,600	285,500						
	36	199,900	248,900	略						
	37	201,200	249,800							
	38	202,500	251,100							
	39	203,700	252,300							
	40	205,000	253,600							
	41	206,300	255,000							
	42	207,600	256,400							
	43	208,900	257,600							
	44	210,200	258,800							
	45	211,300	260,000							
	46	212,600	261,200							
	47	213,900	262,500							
48	215,200	263,600								

49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>
56	<u>226,000</u>	略
57	<u>226,300</u>	
58	<u>227,100</u>	
59	<u>227,800</u>	
60	<u>228,500</u>	
61	<u>229,200</u>	
62	<u>230,000</u>	
63	<u>230,700</u>	
64	<u>231,300</u>	
65	<u>231,900</u>	
66	<u>232,500</u>	
67	<u>233,100</u>	
68	<u>233,800</u>	
69	<u>234,500</u>	
70	<u>235,100</u>	
71	<u>235,600</u>	
72	<u>236,300</u>	
73	<u>237,000</u>	
74	<u>237,600</u>	
75	<u>238,200</u>	
76	<u>238,700</u>	
77	<u>239,300</u>	
78	<u>240,000</u>	
79	<u>240,700</u>	
80	<u>241,200</u>	
81	<u>241,700</u>	
82	<u>242,300</u>	
83	<u>242,900</u>	
84	<u>243,400</u>	
85	<u>243,900</u>	
86	<u>244,500</u>	
87	<u>245,100</u>	

略

略

再任用職員

備考 略

49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>
50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>
51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>
52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>
53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>
54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>
55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>
56	<u>223,500</u>	略
57	<u>223,800</u>	
58	<u>224,600</u>	
59	<u>225,400</u>	
60	<u>226,100</u>	
61	<u>226,800</u>	
62	<u>227,800</u>	
63	<u>228,600</u>	
64	<u>229,400</u>	
65	<u>230,100</u>	
66	<u>230,800</u>	
67	<u>231,700</u>	
68	<u>232,700</u>	
69	<u>233,400</u>	
70	<u>234,000</u>	
71	<u>234,500</u>	
72	<u>235,200</u>	
73	<u>236,000</u>	
74	<u>236,600</u>	
75	<u>237,200</u>	
76	<u>237,700</u>	
77	<u>238,400</u>	
78	<u>239,100</u>	
79	<u>239,800</u>	
80	<u>240,300</u>	
81	<u>240,800</u>	
82	<u>241,500</u>	
83	<u>242,200</u>	
84	<u>242,900</u>	
85	<u>243,500</u>	
86	<u>244,200</u>	
87	<u>244,900</u>	

略

略

再任用職員

備考 略

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	略		
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300			
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500			
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600			
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600			
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700			
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500			
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200			
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	略			
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400				
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600				
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700				
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700				
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700				
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600				
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200				
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	略				
	17	203,200	222,200	245,300	277,700					
	18	205,300	223,900	247,100	279,100					
	19	207,600	225,800	248,900	280,400					
	20	209,900	227,600	250,700	281,700					
	21	212,000	229,300	252,300	283,000					
	22	213,800	231,100	253,600	284,000					
	23	215,500	232,900	254,800	285,300					
	24	217,300	234,700	256,100	286,500					
	25	219,200	236,300	257,300	287,500					
	26	220,900	238,000	258,500	289,100					
	27	222,700	239,700	259,800	290,800					
	28	224,400	241,300	260,900	292,400					
	29	226,300	242,500	261,800	294,300					
	30	228,100	244,300	262,800	296,200					
	31	229,900	246,100	264,000	297,900					
	32	231,700	247,900	265,000	299,700					
	33	233,300	249,300	265,500	301,300					
	34	235,000	250,800	266,700	303,000					
	35	236,700	252,100	267,700	304,800					
	36	238,400	253,500	268,700	306,500					
	37	239,600	254,700	269,500	308,200					
	38	241,400	256,000	270,400	309,800					
	39	243,200	257,200	271,400	311,600					
	40	245,000	258,200	272,200	313,100					
	41	246,400	259,200	273,200	314,500					
	42	247,800	260,300	274,300	316,000					
	43	249,100	261,300	275,300	317,700					
	44	250,300	262,300	276,100	略					
	45	251,400	262,900	277,200						
	46	252,500	264,000	278,600						
	47	253,500	264,900	279,900						
48	254,300	266,000	281,300							

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	略		
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200			
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400			
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500			
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500			
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700			
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600			
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800			
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	略			
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300				
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500				
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600				
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600				
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700				
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700				
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800				
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	略				
	17	199,000	218,700	241,800	274,900					
	18	201,400	220,400	243,600	276,300					
	19	203,800	222,300	245,400	277,700					
	20	206,200	224,100	247,200	279,000					
	21	208,600	225,800	248,800	280,300					
	22	210,400	227,600	250,200	281,500					
	23	212,100	229,400	251,400	282,800					
	24	213,900	231,200	252,700	284,300					
	25	215,800	232,800	254,000	285,500					
	26	217,500	234,500	255,200	287,200					
	27	219,300	236,200	256,500	289,200					
	28	221,000	237,900	257,700	291,200					
	29	222,900	239,100	258,800	293,100					
	30	224,700	240,900	259,900	295,000					
	31	226,500	242,700	261,100	296,700					
	32	228,300	244,500	262,200	298,500					
	33	229,900	245,900	262,700	300,200					
	34	231,600	247,400	263,900	301,900					
	35	233,300	248,700	265,000	303,700					
	36	235,000	250,100	266,000	305,400					
	37	236,200	251,400	266,800	307,200					
	38	238,000	252,700	268,000	308,800					
	39	239,800	253,900	269,000	310,600					
	40	241,600	255,100	270,000	312,100					
	41	243,000	256,200	271,200	313,800					
	42	244,400	257,400	272,400	315,600					
	43	245,700	258,400	273,700	317,500					
	44	246,900	259,500	274,900	略					
	45	248,200	260,100	276,000						
	46	249,300	261,200	277,400						
	47	250,300	262,300	278,700						
48	251,200	263,400	280,100							

49	<u>255,000</u>	<u>266,800</u>	<u>283,000</u>
50	<u>255,900</u>	<u>267,800</u>	<u>284,700</u>
51	<u>257,000</u>	<u>268,800</u>	<u>286,200</u>
52	<u>258,000</u>	<u>269,700</u>	<u>287,600</u>
53	<u>258,500</u>	<u>270,700</u>	<u>289,000</u>
54	<u>259,700</u>	<u>271,400</u>	<u>290,600</u>
55	<u>260,500</u>	<u>272,400</u>	<u>292,200</u>
56	<u>261,600</u>	<u>273,300</u>	<u>293,700</u>
57	<u>262,500</u>	<u>274,300</u>	<u>295,100</u>
58	<u>263,300</u>	<u>275,800</u>	<u>296,700</u>
59	<u>264,100</u>	<u>277,000</u>	<u>298,400</u>
60	<u>264,900</u>	<u>278,400</u>	<u>300,000</u>
61	<u>265,700</u>	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>
62	<u>266,300</u>	<u>281,500</u>	<u>303,000</u>
63	<u>267,100</u>	<u>282,800</u>	<u>304,600</u>
64	<u>267,700</u>	<u>284,300</u>	略
65	<u>268,800</u>	<u>285,600</u>	
66	<u>270,000</u>	<u>286,800</u>	
67	<u>271,000</u>	<u>288,200</u>	
68	<u>271,900</u>	<u>289,400</u>	
69	<u>273,000</u>	<u>290,900</u>	
70	<u>274,400</u>	<u>292,300</u>	
71	<u>275,600</u>	<u>293,800</u>	
72	<u>276,900</u>	<u>295,100</u>	
73	<u>277,900</u>	<u>296,300</u>	
74	<u>279,100</u>	<u>297,600</u>	
75	<u>280,400</u>	<u>298,900</u>	
76	<u>281,400</u>	略	
77	<u>282,500</u>		
78	<u>283,700</u>		
79	<u>284,800</u>		
80	<u>285,500</u>		
81	<u>286,600</u>		
82	<u>287,700</u>		
83	<u>288,800</u>		

略

再任用職員

備考

略

49	<u>252,000</u>	<u>264,200</u>	<u>281,900</u>
50	<u>253,100</u>	<u>265,400</u>	<u>283,600</u>
51	<u>254,200</u>	<u>266,400</u>	<u>285,100</u>
52	<u>255,300</u>	<u>267,500</u>	<u>286,500</u>
53	<u>255,800</u>	<u>268,700</u>	<u>288,000</u>
54	<u>257,000</u>	<u>269,500</u>	<u>289,600</u>
55	<u>257,900</u>	<u>270,900</u>	<u>291,200</u>
56	<u>259,000</u>	<u>272,100</u>	<u>292,700</u>
57	<u>259,900</u>	<u>273,100</u>	<u>294,100</u>
58	<u>260,900</u>	<u>274,600</u>	<u>295,800</u>
59	<u>261,700</u>	<u>275,800</u>	<u>297,600</u>
60	<u>262,700</u>	<u>277,200</u>	<u>299,400</u>
61	<u>263,800</u>	<u>278,800</u>	<u>300,800</u>
62	<u>264,500</u>	<u>280,400</u>	<u>302,600</u>
63	<u>265,600</u>	<u>281,700</u>	<u>304,400</u>
64	<u>266,500</u>	<u>283,200</u>	略
65	<u>267,600</u>	<u>284,600</u>	
66	<u>268,800</u>	<u>285,800</u>	
67	<u>269,800</u>	<u>287,200</u>	
68	<u>270,700</u>	<u>288,400</u>	
69	<u>271,900</u>	<u>289,900</u>	
70	<u>273,300</u>	<u>291,400</u>	
71	<u>274,500</u>	<u>293,000</u>	
72	<u>275,800</u>	<u>294,600</u>	
73	<u>277,000</u>	<u>295,800</u>	
74	<u>278,200</u>	<u>297,200</u>	
75	<u>279,500</u>	<u>298,700</u>	
76	<u>280,500</u>	略	
77	<u>281,600</u>		
78	<u>282,800</u>		
79	<u>284,000</u>		
80	<u>285,000</u>		
81	<u>286,100</u>		
82	<u>287,300</u>		
83	<u>288,600</u>		

略

再任用職員

備考

略

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	略
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	
	8	158,800	215,600	299,600	略	
	9	159,800	217,700	301,400		
	10	161,500	220,000	303,800		
	11	163,100	222,500	306,100		
	12	164,700	224,800	308,600		
	13	166,100	226,800	310,700		
	14	168,000	229,200	313,100		
	15	169,900	231,700	315,500		
	16	171,900	234,100	318,200		
	17	173,500	236,300	320,600		
	18	175,600	239,100	322,800		
	19	177,700	242,000	324,800		
	20	179,700	244,900	326,800		
	21	181,800	247,400	328,900		
	22	184,000	250,100	330,500		
	23	186,200	252,600	331,900		
	24	188,400	255,300	略		
	25	190,400	257,800			
	26	192,600	260,200			
	27	194,700	262,500			
	28	196,800	264,600			
	29	198,900	267,100			
	30	200,400	269,200			
	31	202,200	271,100			
	32	203,900	273,100			
	33	205,700	274,800			
	34	207,600	276,800			
	35	209,500	278,800			
再任	36	211,400	280,600			
用職	37	212,900	282,500			
員以	38	214,800	283,600			
外の	39	216,700	284,800			
職員	40	218,600	286,000			
	41	220,400	287,200			
	42	222,300	287,900			
	43	224,200	288,500			
	44	226,100	289,200			
	45	227,800	289,900			
	46	229,700	291,000			
	47	231,500	292,100			
	48	233,300	293,200			

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	略
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	
	8	154,700	212,300	297,300	略	
	9	155,700	214,400	299,400		
	10	157,400	216,700	301,900		
	11	159,000	219,200	304,500		
	12	160,600	221,500	307,300		
	13	162,000	223,500	309,400		
	14	163,900	225,900	311,800		
	15	165,800	228,300	314,200		
	16	167,800	230,700	316,900		
	17	169,500	232,900	319,500		
	18	171,700	235,700	321,700		
	19	173,900	238,600	323,700		
	20	176,000	241,500	325,700		
	21	178,100	244,000	327,900		
	22	180,500	246,700	329,600		
	23	182,800	249,200	331,500		
	24	185,100	251,900	略		
	25	187,200	254,600			
	26	189,400	257,000			
	27	191,500	259,300			
	28	193,600	261,500			
	29	195,700	264,100			
	30	197,300	266,300			
	31	199,100	268,200			
	32	200,800	270,300			
	33	202,600	272,000			
	34	204,500	274,000			
	35	206,400	276,100			
再任	36	208,300	277,900			
用職	37	209,800	279,800			
員以	38	211,700	281,100			
外の	39	213,600	282,300			
職員	40	215,500	283,800			
	41	217,300	285,200			
	42	219,200	286,000			
	43	221,100	287,000			
	44	223,000	288,000			
	45	224,700	288,700			
	46	226,600	289,800			
	47	228,400	290,900			
	48	230,200	292,000			

49	<u>234,900</u>	<u>294,400</u>
50	<u>236,700</u>	<u>295,600</u>
51	<u>238,400</u>	<u>296,600</u>
52	<u>240,000</u>	<u>297,500</u>
53	<u>241,300</u>	<u>298,600</u>
54	<u>243,000</u>	<u>299,600</u>
55	<u>244,600</u>	<u>300,800</u>
56	<u>246,100</u>	<u>301,700</u>
57	<u>247,300</u>	<u>302,200</u>
58	<u>248,500</u>	<u>303,000</u>
59	<u>249,400</u>	<u>304,000</u>
60	<u>250,300</u>	
61	<u>251,300</u>	
62	<u>252,200</u>	
63	<u>253,100</u>	
64	<u>254,000</u>	
65	<u>254,900</u>	
66	<u>255,800</u>	
67	<u>256,600</u>	
68	<u>257,200</u>	
69	<u>258,000</u>	
70	<u>259,300</u>	
71	<u>260,600</u>	
72	<u>261,800</u>	
73	<u>263,100</u>	
74	<u>264,500</u>	
75	<u>265,700</u>	
76	<u>266,700</u>	
77	<u>267,700</u>	
78	<u>268,800</u>	
79	<u>270,000</u>	
80	<u>270,900</u>	
81	<u>272,100</u>	
82	<u>273,300</u>	
83	<u>274,500</u>	
84	<u>275,500</u>	
85	<u>276,600</u>	
86	<u>277,600</u>	
87	<u>278,700</u>	

略

略

再任用職員

備考 略

49	<u>231,900</u>	<u>293,300</u>
50	<u>233,700</u>	<u>294,500</u>
51	<u>235,400</u>	<u>295,500</u>
52	<u>237,100</u>	<u>296,400</u>
53	<u>238,500</u>	<u>297,600</u>
54	<u>240,300</u>	<u>298,600</u>
55	<u>241,900</u>	<u>299,800</u>
56	<u>243,500</u>	<u>300,700</u>
57	<u>244,700</u>	<u>301,500</u>
58	<u>245,900</u>	<u>302,600</u>
59	<u>246,900</u>	<u>303,800</u>
60	<u>247,800</u>	
61	<u>248,800</u>	
62	<u>249,900</u>	
63	<u>250,800</u>	
64	<u>251,900</u>	
65	<u>253,100</u>	
66	<u>254,000</u>	
67	<u>255,100</u>	
68	<u>256,000</u>	
69	<u>256,900</u>	
70	<u>258,200</u>	
71	<u>259,500</u>	
72	<u>260,700</u>	
73	<u>262,100</u>	
74	<u>263,500</u>	
75	<u>264,700</u>	
76	<u>265,700</u>	
77	<u>266,800</u>	
78	<u>267,900</u>	
79	<u>269,100</u>	
80	<u>270,000</u>	
81	<u>271,200</u>	
82	<u>272,500</u>	
83	<u>273,800</u>	
84	<u>275,000</u>	
85	<u>276,100</u>	
86	<u>277,200</u>	
87	<u>278,500</u>	

略

略

再任用職員

備考 略

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(-)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	略
	1	253,600	338,400	400,400	
	2	256,100	341,400	403,300	
	3	258,600	344,200	405,900	
	4	261,100	347,100	408,600	
	5	263,300	349,800	411,000	
	6	267,100	352,800	413,300	
	7	270,900	355,900	415,400	
	8	274,700	358,700	略	
	9	278,300	361,100		
	10	282,300	363,700		
	11	286,300	366,400		
	12	290,300	369,200		
	13	294,000	372,100		
	14	298,000	375,600		
	15	301,900	378,600		
	16	305,700	382,200		
	17	309,300	385,600		
再任	18	312,800	388,300		
用職	19	316,300	390,800		
員以	20	319,800	393,400		
外の	21	323,400	396,100		
職員	22	327,100	398,300		
	23	330,500	400,200		
	24	333,800	略		
	25	337,300			
	26	339,800			
	27	342,400			
	28	344,700			
	29	347,100			
	30	348,900			
	31	350,700			
	32	352,700			
	33	354,900			
	34	357,200			
	35	359,300			
	36	361,600			
	37	363,700			
	38	366,100			
	39	368,300			
	40	370,300			
	41	372,500			
	42	373,500			
	43	374,300			
再任	略	略			
用職					
員					
以外					
の					
職員					
備考					

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(-)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	略
	1	249,800	335,000	399,000	
	2	252,300	338,000	401,900	
	3	254,800	340,900	404,500	
	4	257,300	343,800	407,200	
	5	259,500	346,500	409,800	
	6	263,300	349,700	412,200	
	7	267,100	352,800	414,900	
	8	270,900	355,900	略	
	9	274,500	358,700		
	10	278,500	361,400		
	11	282,500	364,500		
	12	286,500	367,700		
	13	290,300	370,600		
	14	294,300	374,100		
	15	298,200	377,100		
	16	302,100	380,700		
	17	305,800	384,300		
再任	18	309,400	387,000		
用職	19	312,900	389,500		
員以	20	316,500	392,100		
外の	21	320,100	394,900		
職員	22	323,800	397,200		
	23	327,300	399,700		
	24	330,600	略		
	25	334,100			
	26	336,800			
	27	339,400			
	28	342,000			
	29	344,800			
	30	346,700			
	31	348,900			
	32	351,300			
	33	353,500			
	34	355,800			
	35	357,900			
	36	360,200			
	37	362,400			
	38	364,800			
	39	367,000			
	40	369,000			
	41	371,300			
	42	372,500			
	43	373,900			
再任	略	略			
用職					
員					
以外					
の					
職員					
備考					

イ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	略		
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100			
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000			
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100			
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100			
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200			
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300			
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200			
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200			
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000			
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900			
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500			
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	略			
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	略			
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	略			
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	略			
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	略			
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	略			
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	略			
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	略			
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	略			
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	略			
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	略			
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	略			
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	略			
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	略			
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	略			
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	略			
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	略			
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	略			
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	略			
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	略			
	32	203,300	237,700	266,500	略	略			
	33	204,700	238,700	267,800	略	略			
	34	206,100	240,000	269,500	略	略			
	35	207,400	240,900	271,100	略	略			
	36	208,800	242,100	272,700	略	略			
	37	209,900	243,400	274,100	略	略			
	38	211,200	244,500	275,600	略	略			
	39	212,500	245,600	277,200	略	略			
	40	213,800	246,700	278,600	略	略			
	41	214,900	247,800	279,800	略	略			
	42	216,100	248,700	281,200	略	略			
	43	217,300	249,600	282,700	略	略			
	44	218,500	250,400	略	略	略			
	45	219,600	251,500	略	略	略			
	46	220,700	252,800	略	略	略			
	47	221,700	254,100	略	略	略			
	48	222,700	255,300	略	略	略			
	49	223,600	256,800	略	略	略			
50	224,500	258,200	略	略	略				

イ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	略		
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000			
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900			
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000			
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000			
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100			
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200			
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100			
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100			
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100			
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100			
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100			
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	略			
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	略			
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	略			
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	略			
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	略			
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	略			
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	略			
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	略			
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	略			
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	略			
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	略			
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	略			
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	略			
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	略			
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	略			
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	略			
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	略			
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	略			
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	略			
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	略			
	32	200,300	235,200	265,400	略	略			
	33	201,700	236,200	266,800	略	略			
	34	203,100	237,500	268,500	略	略			
	35	204,400	238,500	270,100	略	略			
	36	205,800	239,700	271,700	略	略			
	37	206,900	241,000	273,200	略	略			
	38	208,200	242,300	274,700	略	略			
	39	209,500	243,400	276,300	略	略			
	40	210,800	244,700	277,700	略	略			
	41	211,900	246,000	279,200	略	略			
	42	213,100	247,000	280,800	略	略			
	43	214,300	248,200	282,500	略	略			
	44	215,500	249,300	略	略	略			
	45	216,700	250,400	略	略	略			
	46	217,800	251,700	略	略	略			
	47	218,800	253,000	略	略	略			
	48	219,900	254,200	略	略	略			
	49	220,900	255,800	略	略	略			
50	221,900	257,200	略	略	略				

51	<u>225,400</u>	<u>259,400</u>
52	<u>226,300</u>	<u>260,600</u>
53	<u>226,600</u>	<u>261,600</u>
54	<u>227,400</u>	<u>262,900</u>
55	<u>228,000</u>	<u>264,200</u>
56	<u>228,800</u>	<u>265,300</u>
57	<u>229,500</u>	<u>266,100</u>
58	<u>230,200</u>	<u>267,300</u>
59	<u>230,800</u>	<u>268,500</u>
60	<u>231,400</u>	<u>269,600</u>
61	<u>232,100</u>	<u>270,500</u>
62	<u>232,700</u>	<u>271,600</u>
63	<u>233,300</u>	<u>272,700</u>
64	<u>234,000</u>	略
65	<u>234,600</u>	
66	<u>235,300</u>	
67	<u>236,000</u>	
68	<u>236,700</u>	
69	<u>237,300</u>	
70	<u>237,900</u>	
71	<u>238,500</u>	
72	<u>239,000</u>	
73	<u>239,600</u>	
74	<u>240,300</u>	
75	<u>241,000</u>	
76	<u>241,500</u>	
77	<u>241,900</u>	
78	<u>242,400</u>	
79	<u>242,900</u>	
80	<u>243,200</u>	
81	<u>243,500</u>	
82	<u>243,800</u>	
83	<u>244,100</u>	
84	<u>244,400</u>	
85	<u>244,700</u>	

再任用職員

備考 略

51	<u>222,800</u>	<u>258,400</u>
52	<u>223,800</u>	<u>259,600</u>
53	<u>224,100</u>	<u>260,700</u>
54	<u>224,900</u>	<u>262,000</u>
55	<u>225,600</u>	<u>263,300</u>
56	<u>226,400</u>	<u>264,400</u>
57	<u>227,100</u>	<u>265,200</u>
58	<u>228,000</u>	<u>266,500</u>
59	<u>228,700</u>	<u>267,800</u>
60	<u>229,400</u>	<u>269,100</u>
61	<u>230,300</u>	<u>270,000</u>
62	<u>231,000</u>	<u>271,200</u>
63	<u>231,900</u>	<u>272,500</u>
64	<u>232,900</u>	略
65	<u>233,500</u>	
66	<u>234,200</u>	
67	<u>234,900</u>	
68	<u>235,600</u>	
69	<u>236,300</u>	
70	<u>236,900</u>	
71	<u>237,500</u>	
72	<u>238,000</u>	
73	<u>238,700</u>	
74	<u>239,400</u>	
75	<u>240,100</u>	
76	<u>240,600</u>	
77	<u>241,000</u>	
78	<u>241,600</u>	
79	<u>242,200</u>	
80	<u>242,800</u>	
81	<u>243,100</u>	
82	<u>243,500</u>	
83	<u>243,900</u>	
84	<u>244,200</u>	
85	<u>244,500</u>	

再任用職員

備考 略

ウ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	略	
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400		
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000		
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600		
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400		
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000		
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800		
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500		
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200		
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900		
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500		
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800		
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	略		
	13	187,500	218,600	258,600	276,200			
	14	189,500	220,000	259,600	277,200			
	15	191,500	221,500	260,400	278,200			
	16	193,500	222,700	261,300	279,300			
	17	195,500	224,100	261,800	280,600			
	18	197,500	225,600	262,700	281,800			
	19	199,500	227,100	263,500	282,800			
	20	201,500	228,600	264,300	284,000			
	21	203,500	229,700	265,200	285,500			
	22	205,400	231,400	265,900	287,100			
	23	207,500	233,100	266,800	288,400			
	24	209,600	234,700	267,600	289,700			
	25	211,200	236,000	268,600	290,800			
	26	212,500	237,700	269,400	292,400			
	27	213,700	239,400	270,300	294,100			
	28	215,000	241,100	271,300	295,600			
	29	216,200	242,700	272,500	296,600			
	30	217,300	244,100	273,700	298,000			
	31	218,600	245,400	275,200	299,400			
	32	219,700	246,500	276,500	略			
	33	221,000	247,500	278,000				
	34	222,300	248,600	279,400				
	35	223,600	249,500	280,600				
再任	36	224,900	250,500	281,800				
用職	37	226,000	251,200	283,300				
員以	38	227,400	252,200	284,500				
外の	39	228,700	253,100	285,900				
職員	40	230,100	254,100	287,100				
	41	231,000	254,500	288,100				
	42	232,400	255,400	289,400				
	43	233,700	256,200	290,700				
	44	235,100	256,900	略				
	45	236,300	257,700					
	46	237,700	258,400					
	47	239,000	259,300					
	48	240,300	260,100					
	49	241,200	260,900					
	50	242,300	261,800					

ウ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	略	
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100		
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800		
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400		
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200		
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900		
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700		
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400		
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100		
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000		
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700		
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400		
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	略		
	13	182,900	215,200	255,700	274,300			
	14	184,900	216,600	256,800	275,400			
	15	186,900	218,100	257,600	276,600			
	16	188,900	219,300	258,600	278,000			
	17	191,000	220,700	259,100	279,300			
	18	193,100	222,200	260,000	280,600			
	19	195,200	223,700	261,000	281,600			
	20	197,300	225,200	261,800	282,800			
	21	199,300	226,300	262,700	284,400			
	22	201,500	228,000	263,600	286,000			
	23	203,700	229,700	264,500	287,300			
	24	205,900	231,400	265,500	288,600			
	25	207,800	232,700	266,700	289,900			
	26	209,100	234,400	267,600	291,500			
	27	210,300	236,100	268,800	293,200			
	28	211,600	237,800	270,000	294,700			
	29	212,800	239,400	271,200	296,000			
	30	213,900	240,800	272,600	297,600			
	31	215,200	242,100	274,100	299,200			
	32	216,400	243,200	275,400	略			
	33	217,700	244,400	277,000				
	34	219,000	245,500	278,400				
	35	220,300	246,400	279,600				
再任	36	221,600	247,500	280,800				
用職	37	222,700	248,400	282,400				
員以	38	224,100	249,500	283,600				
外の	39	225,400	250,400	285,000				
職員	40	226,800	251,500	286,200				
	41	227,700	251,900	287,500				
	42	229,100	252,800	289,000				
	43	230,500	253,700	290,500				
	44	231,900	254,400	略				
	45	233,100	255,200					
	46	234,500	256,100					
	47	235,800	257,000					
	48	237,100	258,000					
	49	238,100	259,000					
	50	239,200	260,000					

51	<u>243,300</u>	<u>262,700</u>
52	<u>244,300</u>	<u>263,700</u>
53	<u>245,000</u>	<u>264,800</u>
54	<u>246,000</u>	<u>266,000</u>
55	<u>246,900</u>	<u>267,300</u>
56	<u>247,800</u>	<u>268,600</u>
57	<u>248,500</u>	<u>270,000</u>
58	<u>249,500</u>	<u>271,500</u>
59	<u>250,100</u>	<u>272,900</u>
60	<u>250,900</u>	<u>274,300</u>
61	<u>251,700</u>	<u>275,600</u>
62	<u>252,500</u>	<u>276,900</u>
63	<u>253,300</u>	<u>278,300</u>
64	<u>254,100</u>	<u>279,400</u>
65	<u>254,800</u>	<u>280,500</u>
66	<u>255,500</u>	<u>281,800</u>
67	<u>256,300</u>	<u>283,100</u>
68	<u>257,000</u>	略
69	<u>257,800</u>	
70	<u>258,600</u>	
71	<u>259,500</u>	
72	<u>260,500</u>	
73	<u>261,800</u>	
74	<u>263,100</u>	
75	<u>264,200</u>	
76	<u>265,300</u>	
77	<u>266,200</u>	
78	<u>267,200</u>	
79	<u>268,400</u>	
80	<u>269,400</u>	
81	<u>270,300</u>	
82	<u>271,200</u>	
83	<u>272,200</u>	
84	<u>273,100</u>	
85	<u>273,900</u>	
86	<u>274,700</u>	
87	<u>275,600</u>	

略
再任用職員

備考 略

51	<u>240,200</u>	<u>261,200</u>
52	<u>241,300</u>	<u>262,400</u>
53	<u>242,200</u>	<u>263,500</u>
54	<u>243,300</u>	<u>264,900</u>
55	<u>244,200</u>	<u>266,200</u>
56	<u>245,200</u>	<u>267,500</u>
57	<u>245,900</u>	<u>269,000</u>
58	<u>246,900</u>	<u>270,500</u>
59	<u>247,600</u>	<u>271,900</u>
60	<u>248,400</u>	<u>273,300</u>
61	<u>249,200</u>	<u>274,700</u>
62	<u>250,200</u>	<u>276,000</u>
63	<u>251,000</u>	<u>277,400</u>
64	<u>252,000</u>	<u>278,500</u>
65	<u>252,900</u>	<u>279,900</u>
66	<u>253,700</u>	<u>281,400</u>
67	<u>254,800</u>	<u>282,900</u>
68	<u>255,700</u>	略
69	<u>256,500</u>	
70	<u>257,500</u>	
71	<u>258,400</u>	
72	<u>259,400</u>	
73	<u>260,800</u>	
74	<u>262,100</u>	
75	<u>263,200</u>	
76	<u>264,300</u>	
77	<u>265,300</u>	
78	<u>266,300</u>	
79	<u>267,500</u>	
80	<u>268,500</u>	
81	<u>269,400</u>	
82	<u>270,400</u>	
83	<u>271,500</u>	
84	<u>272,600</u>	
85	<u>273,400</u>	
86	<u>274,300</u>	
87	<u>275,400</u>	

略
再任用職員

備考 略

別表第5（第3条関係）

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	220,100	281,000	327,600	略
	2	222,400	284,000	330,500	
	3	224,600	286,800	333,500	
	4	226,800	289,600	336,500	
	5	228,900	292,200	339,700	
	6	231,000	294,600	342,100	
	7	233,200	296,800	344,700	
	8	235,300	299,100	347,100	
	9	237,600	301,600	349,800	
	10	240,000	304,000	352,500	
	11	242,400	306,400	355,200	
	12	244,800	308,900	358,200	
	13	246,900	311,200	361,000	
	14	249,300	313,200	362,900	
	15	251,700	315,200	365,100	
	16	254,100	316,900	367,600	
	17	256,100	319,100	369,600	
	18	259,200	320,900	371,800	
	19	262,300	322,900	373,900	
	20	265,400	324,600	375,800	
	21	268,300	326,300	377,600	
	22	271,300	328,700	379,400	
	23	274,200	330,900	380,900	
	24	277,100	333,300	略	
	25	279,700	335,300		
	26	282,300	337,300		
	27	284,800	339,400		
	28	287,400	341,800		
	29	290,000	344,000		
	30	292,300	346,100		
	31	294,500	348,000		
	32	296,800	349,800		
	33	299,000	351,700		
	34	301,200	353,600		
	35	303,700	355,300		
	36	305,900	略		
	37	308,400			
	38	309,700			
	39	311,400			
	40	312,800			
	41	314,500			
	42	315,000			
	43	315,500			
	44	316,000			
	45	316,800			
	46	317,800			
	47	318,600			
	48	319,600			

別表第5（第3条関係）

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	216,400	277,100	324,300	略
	2	218,700	280,100	327,200	
	3	220,900	282,900	330,300	
	4	223,100	285,700	333,300	
	5	225,200	288,500	336,500	
	6	227,300	291,000	339,100	
	7	229,500	293,200	341,700	
	8	231,600	295,600	344,400	
	9	233,900	298,200	347,400	
	10	236,300	300,700	350,300	
	11	238,700	303,100	353,400	
	12	241,100	305,700	356,700	
	13	243,200	308,000	359,500	
	14	245,600	310,000	361,400	
	15	248,000	312,100	363,600	
	16	250,400	313,800	366,100	
	17	252,400	316,000	368,300	
	18	255,500	318,100	370,500	
	19	258,600	320,100	372,600	
	20	261,700	322,100	374,500	
	21	264,600	324,100	376,500	
	22	267,600	326,500	378,400	
	23	270,500	329,100	380,400	
	24	273,400	331,900	略	
	25	276,200	333,900		
	26	278,800	335,900		
	27	281,300	338,000		
	28	284,000	340,400		
	29	286,800	342,800		
	30	289,200	344,900		
	31	291,400	346,800		
	32	293,800	348,600		
	33	296,000	350,600		
	34	298,200	352,700		
	35	300,700	354,800		
	36	302,900	略		
	37	305,400			
	38	307,000			
	39	308,700			
	40	310,400			
	41	312,300			
	42	312,800			
	43	313,700			
	44	314,600			
	45	315,500			
	46	316,500			
	47	317,300			
	48	318,300			

49	320,400		
50	321,300		
51	322,100		
52	322,900		
53	324,000		
54	324,800		
55	325,500		
56	326,300		
57	326,800		
58	327,500		
59	328,400		
略	略		
再任用職員			
備考	略		

49	319,200		
50	320,100		
51	320,900		
52	321,700		
53	322,900		
54	323,700		
55	324,500		
56	325,300		
57	326,000		
58	327,100		
59	328,200		
略	略		
再任用職員			
備考	略		

第2

改正後	改正前
<p>(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 55歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員の第6項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第6項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する</p>	<p>(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 55歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。</p>

ものとする。

9～12 略

(期末手当)

第14条の5 略

2 略

3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」とする。

4～7 略

(勤勉手当)

第14条の8 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

9～12 略

(期末手当)

第14条の5 略

2 略

3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の167.5」とする。

4～7 略

(勤勉手当)

第14条の8 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
(特定任期付職員の給与に関する特例)	(特定任期付職員の給与に関する特例)

第4条 略

号 給	給 料 月 額
1	円 376,000
2～7	略

2～4 略

(給与条例の適用除外等)

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。）」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。）又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 略

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員で同条第1号に規定する地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
1	円 375,000
2～7	略

2～4 略

(給与条例の適用除外等)

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。）」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。）又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

3 略

第2

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第</p>

9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。）」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。）又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

3 略

9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。）」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。）又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 略

（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（第2号会計年度任用職員の給料）</p> <p>第3条 略</p> <p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第5条 基準日（給与条例第14条の5又は学校職員給与条例第24条の3の基準日をいう。以下同じ。）にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者（任期が6月未満の者のうち任命権者が人事委員会に協議して定める者を含む。）に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与条例第14条の5第2項及び学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の127.5</u>」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（第2号会計年度任用職員の給料）</p> <p>第3条 第2号会計年度任用職員の給料月額、別表の左欄に掲げる職種の区分及び同表の中欄に掲げる給与条例の給料表の種類に応じ、同表の右欄に掲げる給料月額を超えない範囲内において人事委員会規則（任命権者が教育委員会である会計年度任用職員にあつては、人事委員会に協議して定める教育委員会規則。以下同じ。）で定めるところにより決定する。</p> <p>2 略</p> <p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第5条 基準日（給与条例第14条の5又は学校職員給与条例第24条の3の基準日をいう。以下同じ。）にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者（任期が6月未満の者のうち任命権者が人事委員会に協議して定める者を含む。）に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与条例第14条の5第2項及び学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の125</u>」とする。</p> <p>2 略</p>

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第7条 略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第14条 基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員(任命権者が人事委員会に協議して定める者を除く。)のうち任期が6月以上の者(任期が6月未満の者のうち任命権者が人事委員会に協議して定める者を含む。)で、かつ、任命権者が人事委員会に協議して定める方法により算出する1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与条例第14条の5第2項及び学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の127.5」とする。

2 略

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第7条 月額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の基準月額は、前3項の第1号会計年度任用職員をその職員と同じ職務を行う第2号会計年度任用職員であるとみなして第3条の規定を適用した場合に適用される給料月額とする。

5 略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第14条 基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員(任命権者が人事委員会に協議して定める者を除く。)のうち任期が6月以上の者(任期が6月未満の者のうち任命権者が人事委員会に協議して定める者を含む。)で、かつ、任命権者が人事委員会に協議して定める方法により算出する1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与条例第14条の5第2項及び学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」とする。

2 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第2の表の改正部分、第2条中第2の表の改正部分及び第3条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条中第1の表の改正部分による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1から別表第5までの規定及び第2条中第1の表の改正部分による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第4条第1項の規定は令

和4年4月1日から、改正後の給与条例第14条の5第3項及び第14条の8第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条中第1の表の改正部分による改正前の職員の給与に関する条例又は第2条中第1の表の改正部分による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(会計年度任用職員に対する令和4年度の給与に関する経過措置)

4 会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)に対して令和4年度の給与(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条に規定する給与をいう。)を支給する場合において、同条例第3条第1項の規定により給料月額(同条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員のうち、当該職員を同条例第7条第4項の規定により同条例第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員であるとみなして同条例第3条第1項の規定を適用した場合に適用される給料月額をその者の基準月額としているものにあつては、同条例第7条第1項から第3項までの規定により算出した報酬。以下この項において同じ。)を決定し、並びに当該給料月額を基に同条例第2条第1項に規定する各種手当(同項に規定する第1号会計年度任用職員にあつては、同条例第9条から第12条までに規定する報酬)及び期末手当を算出するときにおける同条例別表の規定の適用については、改正後の給与条例別表第1及び別表第4並びに附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給料表) 第5条 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p>	<p>(給料表) 第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 高等学校等教育職給料表 (別表第1) (2) 中学校及び小学校教育職給料表 (別表第2) 2 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>)を乗じて得た額の総額</p>

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に
100分の50 (特定管理職員にあつては、100分の60) を乗じて得た額の
総額

3～5 略

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に
100分の45 (特定管理職員にあつては、100分の55) を乗じて得た額の
総額

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	略
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	
	8	176,000	219,100	283,400	略	
	9	177,700	220,900	285,500		
	10	179,800	222,800	287,800		
	11	181,800	224,700	290,100		
	12	183,700	226,600	292,200		
	13	185,600	228,100	294,600		
	14	187,700	230,100	296,400		
	15	189,800	232,100	298,300		
	16	191,900	234,100	300,000		
	17	194,100	235,900	301,800		
	18	196,400	238,600	304,100		
	19	198,900	241,300	306,300		
	20	201,200	244,000	308,700		
	21	203,600	246,600	310,900		
	22	205,200	249,400	313,300		
	23	206,900	252,000	315,500		
	24	208,600	254,700	318,100		
	25	210,100	257,000	320,500		
	26	211,600	259,400	322,800		
	27	213,300	261,900	325,000		
	28	214,900	264,100	327,100		
	29	216,400	266,600	329,200		
	30	218,100	268,900	330,800		
	31	219,800	271,100	332,400		
	32	221,500	273,200	略		
	33	222,900	275,300			
	34	224,700	277,500			
	35	226,500	279,600			
	36	228,200	281,500			
	37	229,700	283,800			
	38	231,500	285,500			
	39	233,300	287,400			
	40	235,100	289,200			
	41	236,800	290,600			
	42	238,500	292,700			
	43	240,100	294,700			
	44	241,700	296,900			
	45	242,900	298,900			
	46	244,200	301,300			
	47	245,500	303,500			
	48	246,600	306,100			
	49	247,900	308,300			
	50	249,300	310,700			
	51	250,500	313,000			
	52	251,900	315,200			

再任用職員以外の職員

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	略
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	
	8	171,600	215,700	280,500	略	
	9	173,300	217,500	282,600		
	10	175,400	219,400	284,900		
	11	177,400	221,300	287,300		
	12	179,400	223,200	289,400		
	13	181,300	224,700	291,800		
	14	183,500	226,700	293,800		
	15	185,700	228,700	295,700		
	16	187,900	230,700	297,700		
	17	190,100	232,500	299,800		
	18	192,700	235,200	302,200		
	19	195,200	237,900	304,700		
	20	197,700	240,600	307,400		
	21	200,200	243,200	309,600		
	22	201,900	246,000	312,000		
	23	203,600	248,600	314,200		
	24	205,300	251,300	316,800		
	25	206,800	253,800	319,400		
	26	208,300	256,200	321,700		
	27	210,000	258,700	323,900		
	28	211,600	261,000	326,000		
	29	213,100	263,600	328,200		
	30	214,800	266,000	329,900		
	31	216,500	268,200	332,000		
	32	218,200	270,400	略		
	33	219,600	272,500			
	34	221,400	274,700			
	35	223,200	276,900			
	36	225,000	278,800			
	37	226,500	281,100			
	38	228,300	283,000			
	39	230,100	284,900			
	40	231,900	286,900			
	41	233,600	288,600			
	42	235,300	290,900			
	43	236,900	293,200			
	44	238,500	295,700			
	45	239,900	297,700			
	46	241,200	300,100			
	47	242,500	302,300			
	48	243,700	304,900			
	49	245,100	307,200			
	50	246,600	309,600			
	51	247,800	311,900			
	52	249,300	314,100			

再任用職員以外の職員

53	<u>253,000</u>	<u>317,300</u>
54	<u>254,200</u>	<u>319,100</u>
55	<u>255,500</u>	<u>320,700</u>
56	<u>256,500</u> 略	
57	<u>257,800</u>	
58	<u>258,500</u>	
59	<u>259,600</u>	
60	<u>260,600</u>	
61	<u>261,700</u>	
62	<u>262,600</u>	
63	<u>263,700</u>	
64	<u>264,500</u>	
65	<u>265,800</u>	
66	<u>267,200</u>	
67	<u>268,600</u>	
68	<u>270,200</u>	
69	<u>271,500</u>	
70	<u>272,800</u>	
71	<u>274,100</u>	
72	<u>275,400</u>	
73	<u>276,400</u>	
74	<u>277,600</u>	
75	<u>278,900</u>	
76	<u>279,900</u>	
77	<u>280,800</u>	
78	<u>281,800</u>	
79	<u>282,800</u>	

再任用職員

備考 略

53	<u>250,400</u>	<u>316,300</u>
54	<u>251,600</u>	<u>318,300</u>
55	<u>253,000</u>	<u>320,300</u>
56	<u>254,000</u> 略	
57	<u>255,300</u>	
58	<u>256,300</u>	
59	<u>257,400</u>	
60	<u>258,600</u>	
61	<u>259,900</u>	
62	<u>260,900</u>	
63	<u>262,300</u>	
64	<u>263,400</u>	
65	<u>264,700</u>	
66	<u>266,100</u>	
67	<u>267,500</u>	
68	<u>269,100</u>	
69	<u>270,500</u>	
70	<u>271,800</u>	
71	<u>273,100</u>	
72	<u>274,400</u>	
73	<u>275,500</u>	
74	<u>276,700</u>	
75	<u>278,000</u>	
76	<u>279,000</u>	
77	<u>280,200</u>	
78	<u>281,400</u>	
79	<u>282,600</u>	

再任用職員

備考 略

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	164,400	180,200	267,500	296,000	略
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	
	24	208,600	226,600	318,100	略	
	25	210,100	228,100	320,500		
	26	211,500	230,100	322,800		
	27	213,100	232,100	325,000		
	28	214,600	234,100	327,100		
	29	216,300	235,900	329,200		
	30	218,000	238,600	330,800		
	31	219,700	241,300	332,400		
	32	221,400	244,000	略		
	33	222,700	246,600			
	34	224,400	249,400			
	35	226,100	252,000			
	36	227,700	254,700			
	37	229,100	257,000			
	38	230,800	259,400			
	39	232,500	261,900			
	40	234,200	264,100			
	41	235,800	266,600			
	42	237,500	268,900			
	43	239,100	271,100			
	44	240,700	273,200			
	45	242,300	275,300			
	46	243,800	277,500			
	47	245,100	279,600			
	48	246,400	281,500			
	49	247,500	283,800			
	50	248,800	285,500			
	51	250,200	287,400			
	52	251,300	289,200			

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	160,000	175,800	264,100	293,000	略
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	
	24	205,300	223,200	316,800	略	
	25	206,800	224,700	319,400		
	26	208,200	226,700	321,700		
	27	209,800	228,700	323,900		
	28	211,300	230,700	326,000		
	29	213,000	232,500	328,200		
	30	214,700	235,200	329,900		
	31	216,400	237,900	332,000		
	32	218,100	240,600	略		
	33	219,400	243,200			
	34	221,100	246,000			
	35	222,800	248,600			
	36	224,500	251,300			
	37	225,900	253,800			
	38	227,600	256,200			
	39	229,300	258,700			
	40	231,000	261,000			
	41	232,600	263,600			
	42	234,300	266,000			
	43	235,900	268,200			
	44	237,500	270,400			
	45	239,200	272,500			
	46	240,700	274,700			
	47	242,000	276,900			
	48	243,400	278,800			
	49	244,600	281,100			
	50	246,000	283,000			
	51	247,400	284,900			
	52	248,600	286,900			

53	<u>252,400</u>	<u>290,600</u>			
54	<u>253,800</u>	<u>292,700</u>			
55	<u>254,800</u>	<u>294,700</u>			
56	<u>255,800</u>	<u>296,900</u>			
57	<u>257,000</u>	<u>298,900</u>			
58	<u>258,000</u>	<u>301,300</u>			
59	<u>259,100</u>	<u>303,500</u>			
60	<u>260,100</u>	<u>306,100</u>			
61	<u>261,300</u>	<u>308,300</u>			
62	<u>262,000</u>	<u>310,700</u>			
63	<u>262,900</u>	<u>313,000</u>			
64	<u>263,500</u>	<u>315,200</u>			
65	<u>264,500</u>	<u>317,300</u>			
66	<u>265,900</u>	<u>319,100</u>			
67	<u>267,000</u>	<u>320,700</u>			
68	<u>268,300</u>	略			
69	<u>269,800</u>				
70	<u>271,300</u>				
71	<u>272,600</u>				
72	<u>274,000</u>				
73	<u>274,800</u>				
74	<u>275,800</u>				
75	<u>277,000</u>				
76	<u>278,000</u>				
77	<u>279,200</u>				
78	<u>280,200</u>				
79	<u>281,400</u>				
80	<u>282,300</u>				
81	<u>283,500</u>				
82	<u>284,300</u>				
83	<u>285,300</u>				
略	略				
再任用職員	略				
備考	略				

53	<u>249,700</u>	<u>288,600</u>			
54	<u>251,100</u>	<u>290,900</u>			
55	<u>252,300</u>	<u>293,200</u>			
56	<u>253,300</u>	<u>295,700</u>			
57	<u>254,500</u>	<u>297,700</u>			
58	<u>255,700</u>	<u>300,100</u>			
59	<u>256,800</u>	<u>302,300</u>			
60	<u>258,000</u>	<u>304,900</u>			
61	<u>259,400</u>	<u>307,200</u>			
62	<u>260,200</u>	<u>309,600</u>			
63	<u>261,400</u>	<u>311,900</u>			
64	<u>262,300</u>	<u>314,100</u>			
65	<u>263,300</u>	<u>316,300</u>			
66	<u>264,700</u>	<u>318,300</u>			
67	<u>265,800</u>	<u>320,300</u>			
68	<u>267,100</u>	略			
69	<u>268,700</u>				
70	<u>270,200</u>				
71	<u>271,500</u>				
72	<u>272,900</u>				
73	<u>273,900</u>				
74	<u>274,900</u>				
75	<u>276,100</u>				
76	<u>277,100</u>				
77	<u>278,300</u>				
78	<u>279,400</u>				
79	<u>280,600</u>				
80	<u>281,800</u>				
81	<u>283,000</u>				
82	<u>283,900</u>				
83	<u>285,100</u>				
略	略				
再任用職員	略				
備考	略				

第2

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める事由に該当</p>

5 55歳以上の職員のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員の第3項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第3項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～9 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特定管理職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定管理職員にあっては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額

3～5 略

したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳以上の職員のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

6～9 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3～5 略

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>

第2

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第2の表の改正部分及び第2条中第2の表の改正部分は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条中第1の表の改正部分による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第24条の6第2項の規定及び第2条中第1の表の改正部分による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条中第1の表の改正部分による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又は第2条中第1の表の改正部分による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（教育委員会規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

第2

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1の表の改正部分による改正後の知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例第4条の規定を適用する場合には、第1の表の改正部分による改正前の知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例議案

香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第14条の6及び第14条の7の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第14条の5第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第6項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第14条の6及び第14条の7の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第14条の5第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第6項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」と読み替えるものとする。</p>

第2

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第14条の6及び第14条の7の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第14条の5第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第6項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第14条の6及び第14条の7の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第14条の5第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第6項中「行政職給料表の適用を受け</p>

任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。

責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1の表の改正部分による改正後の香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和4年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例第4条の規定を適用する場合においては、第1の表の改正部分による改正前の香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。